八一三番一　四号
八一三番一地先道路敷　五号
一〇二〇番　九号
一〇二二番四　十号及び十一号
一〇二二番一二　十二号から十五号
一〇一九番六　十六号
一〇一九番一　十七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

川北川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五十六号を昭和二十二年内務省告示第三百十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県えびの市

大字東川北

字彦山　一〇二四番六　一号及び二号
一〇二四番一一　三号から五号まで
一〇四七番二六四　六号
一〇四七番二六五　七号
一〇四八番一　八号
一〇五〇番三　九号
一〇四九番一　十号及び十一号
一〇五〇番七　十二号及び十三号
一〇五〇番五　十四号から十六号まで
一〇五〇番六　十七号から二十号まで
一〇五三番　二十一号
一〇四七番六九　二十二号及び二十三号
一〇四七番二四　二十四号
一〇四七番一六五　二十五号
一〇四七番一九九　二十六号及び二十七号
一〇四七番四五　二十八号から三十一号まで

字東原

一一三五番二　四十七号
一一三五番三　四十八号から五十号まで
一一三五番二三　五十一号
一一六八番一　五十二号から五十四号まで
一一七〇番二　五十五号から五十六号まで
大字榎田
字牧ノ原　五五七番八二　三十二号から三十四号まで
五五四番三　三十五号から三十七号まで
五五三番一〇　三十八号
五五三番一一　三十九号から四十一号まで
五四三番　四十二号から四十五号まで
五三八番四　四十六号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

洗出川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を昭和五十五年建設省告示第九百三十七号で指定した第二号に掲げる土地の境界に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県小林市大字細野字山中前　一号及び十一号
五七四〇番八〇九　二号
五七四〇番八〇九地先道路敷　三号
五七四〇番八〇八　四号
五七四〇番六九四地先道路敷　五号及び六号
五七四〇番六九七　七号
五七四〇番八〇四　八号
五七四〇番八〇四地先道路敷　九号
五七四〇番八〇七　十号及び十三号
五七四〇番八一一　十二号
五七四〇番八一〇　十四号及び十五号
五七四〇番八一二　十六号から十八号まで
五七四〇番九六四　十九号

○国土交通省告示第千九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

市の川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を昭和四十一年建設省告示第二千百十三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県東筑摩郡麻積村麻

字小丸山　六五三〇番四　一号
字ヤシキ　六五三九番四　二号
六五三九番一　三号
字沢藏見　六五四九番二　四号
六五二二番三　五号
字七久保　六五九五番ロ　六号
字下俣続　六五〇八番一　七号
字スベリ山　六五〇三番一一　八号
字立ノ沢　六六〇五番イ　九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

坪川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二年内務省告示第三百四十二号で指定した土地の区域を除く。）

長野県木曽郡南木曽町田立

一八八五番一五〇　一号
一八八五番一五一　二号
一八七八番一　三号
一八八四番一　四号
一六三二番一　五号
一五九六番一　六号
一五九六番一五　七号
一五九六番四　八号及び十号
一五九六番六　九号
一五九三番　十一号

○国土交通省告示第千九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

辺地谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県美方郡新温泉町辺地

字后山　二〇番から三二番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県美方郡新温泉町辺地

字上岡　三七一番　一号
三七三番　四号及び五号

字后山　二一番　二号
二〇番　三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

栗谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

兵庫県朝来市生野町栃原

字弥五郎畑　一七九八番一　一七九八番一の二で
一七九八番二から一七九八番五まで
一七九八番九から一七九八番一二まで
一七九八番一四
一七九八番二二から一七九八番二八まで
一七九八番三〇
一七九九番二
一七九九番一一
一八〇〇番二から一八〇〇番八まで

○国土交通省告示第千九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大河川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十九年国土交通省告示第九百七十六号で指定した第四号に掲げる土地の区域を除く。）